個人情報の保護に関する法律施行規則第八条第三項第二号	個人情報の保護に関する法律施行規則第七条各号のいずれかに該当する事態のうち、ランサムウェア事案に係る報告を行う場合	個人情報の保護に関する法律施行規則別記様式第一による報告書を提出する方法、官民連携基盤を使用する方法又は関係省庁申合せ別添様式2を提出する方法
	個人情報の保護に関する法律施行規則第七条各号のいずれかに該当する事態のうち、その他サイバー攻撃等事案に係る報告を行う場合	個人情報の保護に関する法律施行規則別記様式第一による報告書を提出する方法、官民連携基盤を使用する方法又は関係省庁申合せ別添様式3を提出する方法
個人情報の保護に関する法律施行規則第四十四条第三項	個人情報の保護に関する法律施行規則第四十三条各号のいずれかに該当する事態のうち、ランサムウェア事案に係る報告を行う場合	個人情報の保護に関する法律施行規則第四十四条第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法、官民連携基盤を使用する方法又は関係省庁申合せ別添様式2を提出する方法
	個人情報の保護に関する法律施行規則第四十三条各号のいずれかに該当する事態のうち、その他サイバー攻撃等事案に係る報告を行う場合	個人情報の保護に関する法律施行規則第四十四条第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法、官民連携基盤を使用する方法又は関係省庁申合せ別添様式3を提出する方法
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則第三条第三項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則第二条各号のいずれかに該当する事態のうち、ランサムウェア事案に係る報告を行う場合	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則第三条第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法、官民連携基盤を使用する方法又は関係省庁申合せ別添様式2を提出する方法
	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則第二条各号のいずれかに該当する事態のうち、その他サイバー攻撃等事案に係る報告を行う場合	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則第三条第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法又は関係省庁申合せ別添様式3を提出する方法

個人情報の保護に関する法律施行規則第八条第三項第二号	個人情報の保護に関する法律施行規則第七条各号のいずれかに該当する事態のうち、ランサムウェア事案に係る報告を行う場合	個人情報の保護に関する法律施行規則別記様式第一による報告書を提出する方法又は関係省庁申合せ別添様式2を提出する方法
	［新設］	［新設］
個人情報の保護に関する法律施行規則第四十四条第三項	個人情報の保護に関する法律施行規則第四十三条各号のいずれかに該当する事態のうち、ランサムウェア事案に係る報告を行う場合	個人情報の保護に関する法律施行規則第四十四条第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法又は関係省庁申合せ別添様式2を提出する方法
	［新設］	［新設］
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則第三条第三項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則第二条各号のいずれかに該当する事態のうち、ランサムウェア事案に係る報告を行う場合	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則第三条第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法又は関係省庁申合せ別添様式2を提出する方法
	［新設］	［新設］